

公益財団法人和歌山県農業公社
農地中間管理事業規程細則

農地中間管理事業規程（令和元年11月1日施行）第4条、第6条、第8条の規定による別に定める詳細は、次のとおりとする。

1 農地中間管理権の対象となる農用地等の基準（第4条関係）

対象となる農用地等の詳細は以下のとおりとする

- 1 自動車や相応の能力を持つ機械が進入できること
- 2 形状が余りに不整形でないこと
- 3 灌水施設がある、又は農業用水が容易に確保できること
- 4 収穫物等の運搬作業が容易に行えること
- 5 日照時間や排水状況が周辺農地と比較して極端に悪くないこと
- 6 その他、営農に支障を及ぼす条件がないこと

2 借受けを希望する者の募集（第6条関係）

募集対象者は以下のとおりとする。

- 1 認定農業者、人・農地プランに位置づけられた中心経営体
- 2 認定新規就農者（認定就農者含む）
- 3 市町村農業経営基盤強化促進基本構想水準到達者
- 4 新規参入者（企業参入含む）
- 5 今後育成すべき農業者

3 貸付先決定の方法（第8条関係）

1 農用地希望区域の適合性順位

順位①：大字

順位②：旧市町村（昭和の市町村合併以前）

順位③：旧市町村（平成の市町村合併以前）

順位④：市町村

順位⑤：単位農協

2 担い手の区分順位

順位①：認定農業者、人・農地プランに位置づけられた中心経営体

順位②：認定新規就農者（認定就農者含む）

順位③：市町村農業経営基盤強化促進基本構想水準到達者順位

順位④：①、②、③に属さない者

附則

この細則は、平成26年6月4日から施行する。

この細則は、令和元年11月1日から施行する。

